

地方独立行政法人堺市立病院機構

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める要綱

制 定 令和元年 1 1 年 1 日

最終改正 令和 3 年 9 月 1 3 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束を実施するため、地方独立行政法人堺市立病院機構（以下「法人」という。）の締結する契約のうち国際約束の適用を受ける調達契約（以下「特定調達契約」という。）の取扱いに関し地方独立行政法人堺市立病院機構契約規程（以下「契約規程」という。）の特例その他必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 物品等 動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 10 号の 2 に規定するプログラムで、特定調達契約に係るものをいう。
- (2) 特定役務 改正協定の附属書 I 日本国の付表 5 に掲げるサービス又は同附属書 I 日本国の付表 6 に掲げる建設サービスに係る役務で、特定調達契約に係るものをいう。
- (3) 調達契約 物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 2 条第 2 項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあつては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 57 号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。
- (4) 一連の調達契約 特定の需要に係る 1 の物品若しくは特定役務又は同一の種類 2 以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される 2 以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される 2 以上の調達契約で、特定調達契約に係るものをいう。

(一般競争入札に係る公告)

第 3 条 特定調達契約につき一般競争入札に付する場合は、入札期日の前日から起算して

40日前（一連の調達契約に関し、その最初の契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告を当該入札の24日前から39日前までの間のいずれかの期日までに行うことを示した場合には、その後の契約については、その示した期日）までに、契約規程第4条の規定によるほか、次に掲げる事項を公告するものとする。ただし、急を要する場合にあっては、入札期日の前日から起算して10日前までに公告をすれば足りるものとする。

- (1) 特定調達契約において使用する言語及び通貨に関する事項
 - (2) 特定調達契約に関する事務を担当する組織の名称
 - (3) 入札保証金に関する事項
 - (4) 入札の無効に関する事項
 - (5) 契約候補者の決定方法
 - (6) 契約条項を示す場所
 - (7) 一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付
- 2 前項の規定による公告については、日本語により記載するほか、次の各号に掲げる事項については、英語により記載しなければならない。
- (1) 調達する物品等又は特定役務の名称並びに数量
 - (2) 入札期日
 - (3) 特定調達契約に関する事務を担当する組織の名称
- 3 第1項の場合において、一般競争入札を総合評価落札方式にて執行する際は、同項の規定によるほか、総合評価落札方式の方法による旨、契約候補者決定基準を公告しなければならない。
- 4 特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者につき、当該入札に参加する者の事業所の所在地に関する資格を定めることができない。
(指名競争入札に係る公告等)

第4条 前条の規定は、特定調達契約につき指名競争入札に付する場合における公告について準用する。

- 2 前項の規定による公告をするときは、指名競争入札において指名を受けるために必要な要件についても、公告するものとする。
- 3 特定調達契約につき、指名競争入札に付する場合においては、その指名する者に対し指名競争入札に参加するために必要な事項を通知するものとする。ただし、入札参加者を指名した後において更に入札参加者を指名する場合は、この限りでない。
- 4 特定調達契約につき、指名競争入札に付する場合においては、指名競争入札に参加することができる資格を有すると認められた者のうちから、指名競争入札において指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名し、第1項の規定により指

名競争入札の公告に記載するものとされている事項を通知するものとする。

(郵便による入札)

第5条 特定調達契約につき一般競争入札又は指名競争入札に付する場合には、郵便による入札を禁止してはならない。

(入札説明書の交付)

第6条 特定調達契約につき一般競争入札又は指名競争入札により契約を締結しようとするときは、これらの競争入札に参加しようとする者に対し、次に掲げる事項に関する説明書を交付するものとする。

- (1) 第3条又は第4条第1項の規定により公告をするものとされている事項
- (2) 調達をする物品等又は特定役務の仕様
- (3) 開札に立ち会う者に関する事項
- (4) 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
- (5) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
- (6) 前各号に掲げるもののほか、入札を行うために契約責任者が必要と認める事項

(随意契約)

第7条 法人の締結する特定調達契約については、契約規程第21条第1項(第2号、第13号又は第14号に係る部分に限る。)の規定によるほか、次に掲げる場合に該当するときに限り、地方独立行政法人堺市立病院機構会計規程第38条の規定により随意契約によることができる。

- (1) 他の物品等若しくは特定役務をもって代替えさせることができない芸術品その他これに類するもの又は特許権等の排他的権利若しくは特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。
- (2) すでに調達をした物品等(以下この号において「既調達物品等」という。)又は既に契約を締結した特定役務(以下この号において「既契約特定役務」という。)につき、交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合又は既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既調達物品等又は既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用または既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずる恐れがあるとき。

(契約候補者の決定等に関する通知)

第8条 契約責任者は、特定調達契約につき一般競争入札又は指名競争入札により契約候補者を決定した場合において、契約候補者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに契約候補者を決定したこと、契約候補者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求を行った入札者が契約候補者とされなかった理由(当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあつては、無効とされた理由)を、当該請求を行った入札者に通知するものとする。

(契約候補者の公告)

第9条 契約責任者は、特定調達契約につき一般競争入札若しくは指名競争入札により契約候補者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
- (2) 契約に関する事務を担当する部局課等の名称及び所在地
- (3) 契約候補者又は随意契約の相手方を決定した日
- (4) 契約候補者又は随意契約の相手方の氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）及び住所
- (5) 落札金額又は随意契約に係る契約金額
- (6) 契約の相手方を決定した手続き
- (7) 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、第3条の規定による公告又は第4条第1項の規定による公告を行った日
- (8) 随意契約による場合は、その理由
- (9) 前各号に掲げるもののほか、契約責任者が必要と認める事項

(委任)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、法人運営室長が定める。